

## 公告第 23 号

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び遠賀・中間地域広域行政事務組合財務規則（昭和 54 年規則第 20 号）第 96 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 31 日

遠賀・中間地域広域行政事務組合  
代表理事 美 浦 喜 明

### 1. 入札に付する事項

- (1) 工事名 リサイクルプラザプラスチック製容器包装ストックヤード・計量棟建屋外部改修工事
- (2) 工事場所 福岡県中間市大字垣生1300番地
- (3) 工事概要 防水機能の維持を目的とした外壁・屋根等の改修工事
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (5) 予定価格 一金 42,710,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限価格 一金 39,246,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

### 2. 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和 7・8 年度遠賀・中間地域広域行政事務組合競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）建設工事に登録されていること。
- (2) (1) のうち、有資格者名簿に登録されている「建築一式工事」の格付等級が、A ランク、B ランク、C ランクのいずれかであること。

〔注〕 格付等級については、令和 8 年 5 月 22 日に郵送した「一般（指名）競争入札参加資格認定通知書（建設工事）」内の、工種区分「建築」の格付等級を参照すること。

- (3) 中間市又は遠賀郡内に本社、若しくは支店等の営業所を有すること。

〔注〕 営業所とは、建設業許可申請の際に申請した営業所のことをいい、有資格者名簿上では中間市外又は遠賀郡外で登録しているが、中間市内又は遠賀郡内に本社、支店等の営業所がある場合は申請可とする。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 遠賀・中間地域広域行政事務組合建設工事その他の契約に係る登録業者の指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中（入札日までに指名停止基準に該当することとなった場合を含む。）でないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本工事の入札日前 6 ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

( 8 ) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 有資格者の役員等（法人の場合は、非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者。
- イ 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていたと認められる者。
- ウ 暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団、暴力団関係者が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- エ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- オ 暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者。

( 9 ) 入札日において、経営事項審査の有効期限が切れていない者であること。

( 10 ) 本工事に係る設計業務の受託者と資本関係又は人的関係がない建設業者であること。

設計業務受託者名 九和設計株式会社

( 11 ) 入札に参加しようとする者同士の上に資本関係又は人的関係がないこと。

( 12 ) 本工事に係る主任技術者等（申請時において 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的雇用関係にある者）を配置すること。

### 3. 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

( 1 ) 入札手続に関すること

遠賀郡遠賀町大字今古賀 6 0 3 番地の 1

遠賀・中間地域広域行政事務組合 総務課財政係

電話番号 ( 0 9 3 ) 2 9 3 - 3 5 8 1

F A X ( 0 9 3 ) 2 9 3 - 2 1 6 2

( 2 ) 工事に関すること

遠賀郡遠賀町大字今古賀 6 0 3 番地の 1

遠賀・中間地域広域行政事務組合 業務第 2 課工務係

電話番号 ( 0 9 3 ) 2 9 3 - 3 5 8 1

F A X ( 0 9 3 ) 2 9 3 - 2 1 6 2

### 4. 入札参加申請手続

( 1 ) 入札参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格審査資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格が有ることの確認を受けなければならない。

( 2 ) 公告及び受付期間

令和 8 年 8 月 3 1 日（月）から令和 8 年 9 月 1 1 日（金）までの土、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時 1 5 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

( 3 ) 受付場所

3 の ( 1 ) の部署とする。

( 4 ) 資料の内容

ア 配置予定技術者の資格・工事経歴調書（複数の申請を可とする。）

なお、次を添付すること。

- ・ 当該工事に係る資格を有することが判断できる証明書又は免許証の写し
- ・ 申請者と配置予定技術者に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があることを確認できる書類（監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか）の写し

イ 資本関係・人的関係調書

※ 設計業務受託者（九和設計株式会社）または入札に参加する者との間に資本関係・人的関係ないことの調書

ウ 誓約書

エ 当該工種の建設業許可書の写し及び営業所一覧表〔別紙二（2）〕の写し

( 5 ) 入札参加資格審査の結果は、入札参加資格確認通知書により、令和8年9月18日（金）に発送、通知する。

( 6 ) 申請書及び資料の配布等

ア 申請書及び資料の様式等の配布は、この公告の日から令和8年9月11日（金）まで、遠賀・中間地域広域行政事務組合ホームページにて行う。

イ 申請及び資料作成にかかる費用は、申請者の負担とする。

ウ 申請の際に、入札参加資格確認通知書を送付するための返信用封筒を提出すること。

エ 返信用封筒の表には、申請者の郵便番号、住所、商号及び担当者名を記載し、110円切手を貼付しておくこと。

オ 申請書等は説明のできる者が持参すること。

5. 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

( 1 ) 審査の結果、入札の参加資格を認められなかった者は、入札参加無資格理由の説明を求める申請書により、組合に対してその理由の説明を求めることができる。

( 2 ) 説明を求める場合は、令和8年9月30日（水）の午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）に申請書を提出しなければならない。なお、申請書は持参とし、提出先は3.（1）の部署とする。

( 3 ) 説明を求められたときは、令和8年10月6日（火）までに説明を求める者に対して、入札参加無資格理由説明書により回答するものとする。

6. 設計図書等の閲覧及び配布

本工事に係る設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び配布を次のとおり行う。

( 1 ) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧期間

公告の日から令和8年9月11日（金）までの土、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

3.（1）の部署で行う。

(2) 設計図書等の配布

設計図書は入札参加申請時にCDで配布し、入札時に返却するものとする。

なお、CDの複写は厳禁とする。

7. 設計図書等に関する質問及び回答

- (1) 入札参加資格確認通知書により参加資格を有すると認められた者で、本工事の内容について質問がある場合は、書面（様式は自由）によりFAXにて提出すること。

なお、質問が無い場合もその旨をFAXすること。

ア 提出期限

令和8年10月9日（金）の午後5時00分まで

イ 提出先

3.(2)の部署宛とする。

- (2) なお、質問に対する回答は、令和8年10月19日（月）の午後5時15分までにFAXにて回答する。

8. 入札、開札の日時及び場所

(1) 入札

ア 日時 令和8年10月26日（月） 午後2時00分

イ 場所 福岡県中間市大字垣生1300番地

中間・遠賀リサイクルプラザ（2階大会議室）

ウ 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加することができない。

エ 入札参加資格確認通知書又はその写しを持参すること。

オ 入札参加資格を認められた者全員が辞退した場合、若しくは入札参加者が1者になった場合は入札を中止する。

カ 入札保証金は、免除する。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

キ 入札参加者数及び入札者名の入札前における事前公表は行わず、契約締結後に公表するものとする。

ク 入札者（代理人）以外の入札会場への立入は認めない。

(2) 入札の方法

ア 代理人による入札の場合は、入札時に委任状を提出すること。

イ 入札回数は、1回とする。

ウ 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札額とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書は封筒に入れて提出することとする。入札書の封筒の表には、入札件名と「入札書」という文字を記載し、のり付け厳封の上、入札参加者（代理人）の印鑑で封印すること。

オ 入札に際し、入札書に記載されている入札価格に対応した、工事費内訳書を入札時に提出すること。

〔注〕 提出しない場合は、入札に参加することができない。

カ 自社様式で作成する場合は、項目内容を合わせて作成すること。

キ 入札書と内訳書に記載する総額は同額になるものとする。ただし、内訳書に違算等があり不明瞭である場合は、入札書の総額表記を最優先とする。

ク 工事費内訳書には提出者の住所氏名を記載、押印し、入札書と一緒に提出すること（入札書と同じ封筒に入れて提出可）。

ケ 工事費内訳書は返却しない。

コ 入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札辞退届を入札執行時刻までに財政係へ提出することにより、自らの意思で入札を辞退することができることとし、辞退した者はこれを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。（辞退届の提出は郵送可。ただし、入札時刻までに到着するようにすること。）

### （３） 入札の無効

次のア～コに該当する行為があった場合は、その者の入札を無効とする。

ア 金額の記載がないとき。

イ 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

ウ 同一入札者が２以上の入札をしたとき。

エ 入札書が所定の場所及び日時に到着しないとき。

オ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できないとき。

〔注〕 入札書を封入の際に記名または押印漏れがないか、十分確認すること。

特に代理人（委任状を提出する場合）が入札者となる場合、代理人の記名押印漏れについても入札が無効となるため十分確認すること。

入札後の押印、署名等は一切認めず無効とする。

カ 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。

キ 予定価格を超える入札をしたとき。

ク 最低制限価格に満たない入札をしたとき。

ケ 申請書等に虚偽の記載をしたとき。

コ 入札時において、入札参加資格を認められなかったとき。

※ 入札参加資格審査時に入札参加資格が有ると確認された者であっても、入札時に入札参加資格を満たさない場合は入札に参加できない。

サ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

シ 無効となる行為があった場合は、指名停止措置の対象となり得る。

### （４） 開札

入札後その場にて、直ちに開札する。

### （５） 落札の決定

予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低の価格が２者以上あるときは、地方自治法施行令第１６７条の９の規定に基づき、くじにより落札者を決定する。

## ９．契約の締結

落札者は、入札後速やかに契約を締結するものとし、契約保証金を預託しなければならない。

## 10. 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を現金及び小切手（銀行振出分）等により納めなければならない。

ただし、遠賀・中間地域広域行政事務組合財務規則79条及び遠賀・中間地域広域行政事務組合契約事務運用要綱第79条関係の規定に該当する場合は、納付を免除することができる。

なお、契約保証金は当該契約の履行後、速やかに返還するものとする。

## 11. 支払いの条件

### （１） 前払金

前払金保証事業会社と保証契約を締結した場合に限り、請負代金相当額の40%以内の金額を前払金として請求することができる。

### （２） 部分払

有り。ただし、1回以内とする。

## 12. その他

（１） 現場説明会は、実施しない。

（２） 提出された資料は、返却しない。

（３） 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（４） 落札者は、本入札に参加した業者と下請契約することを原則禁止する。

（５） 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。

ア 工事等の一部を下請による施工とする場合は、できる限り中間市又は遠賀郡内に本店、支店等の営業所を有する業者へ発注するように努めること。

イ 下請発注に際しては、適正な価格で請け負わせ、下請代金を適正な時期に支払う等、建設業法等の関連法令を厳守すること。

ウ 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入や借入れ並びに物品等の購入は、できる限り中間市又は遠賀郡内に本店、支店等の営業所を有する業者へ発注するように努めること。